

人事院公示第 27 号

人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロの規定に基づき、平成 23 年人事院公示第 18 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 12 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 院卒程度の者に行う採用試験関係</p> <p>一 人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを</p>	<p>1 院卒程度の者に行う採用試験関係</p> <p>一 人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを</p>

<p>主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者及び規則第19条の規定に基づき告知された当該採用試験の<u>規則第24条に規定する最終の合格者を発表する日</u>の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の3月までにこれらの課程のいずれかを修了する見込みの者</p> <p>ロ～ホ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者及び規則第19条の規定に基づき告知された当該採用試験の<u>第1次試験の日</u>の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の3月までにこれらの課程のいずれかを修了する見込みの者</p> <p>ロ～ホ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>
---	---

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。